

「3・11」は、我が国ばかりも達している。

でなく世界の多くの人たちを驚愕させた。地震、津波および福島原子力発電所の事故による被害は未曾有のものであり、その復旧・復興は並大抵ではない。

■対象外

我が国においては、地震は地震、雷、火事、親父」と言われるように、恐れの対象の中でも最初に挙げられている。

ところで、万が一の場合に備える方策として、保険が存在する。実際、東日本大震災で地震保険の保険金の支払いを受けた被災者が多い。日本損害保険協会の調べでは、11月9日現在、保険金支払件数は71万8484件、金額で1兆1778億円に

も達している。保険は「大数の法則」により、確率計算をして、保険全体の収支が等しくなるように行われる。

火災や自動車事故、あるいは死亡などは、件数も多く発生分、布も一定の広がりがあるから、確率計算に乗りやすい。しかし、地震は必ずしもそうとは言えない。

被害が生じるような地震は、500年に370回程度であると言われている。火災は1年間に4万7千件程度である。とすれば、地震は、とても大数の法則が妥当する危険とは言えない。したがって、一般的には、地震は保険の対象から外されている。火災保険然り、自動車保

「3・11」と地震保険

近見正彦 経営学部会計学科長



近見 正彦氏(ちかみ・まさひこ)46年生まれ。一橋大学大学院商学研究科博士課程単位修得、博士(商学)。一橋大学大学院商学研究科教授を経て、10年埼玉学園大学教授、会計学科長。専門は保険学。主著に「新・保険学」(有斐閣)、「現代保険学」(有斐閣)、「昭和財政史一昭和49～63年度(財務省財政史室編)」(東洋経済新報社)など。

険然りである。

しかし、我が国は地震国であり、地震による被害について、国が全く無関心でいるわけにはいかない。そこで、昭和39(1964)年6月の新潟地震を契機に、「地震保険に関する法律」が制定され、同41年6月に地震保険が誕生したのである。

■特別な扱い

地震保険は、先程述べたように、純粹に保険の理論からすれば、保険になじみにくい地震という危険に対する保険である。したがって、地震保険には、いくつかの特別な扱いがなされている。

一つは、火災保険とともに契約しなければならず、地震保険を単独で契約することはできない点、二つは、契約金額が火災保険の金額の30～50%に限定されている点、三つは、損害が

全損、半損及び一部損に分類され、それに応じて支払われる保険金の額が契約金額の100%、50%および5%に段階化されている点である。このような制限は、他の保険には見られない。

しかし、地震は、本来は保険になじまない危険であると同時に、一挙に巨額の損害をもたらす可能性を有していること、そして、地震多発地域の人たちが

集中的に地震保険に加入するといふ、いわゆる逆選択が行われやすいということによって、既述のような特別な扱いがなされているのである。

■救い

現行の地震保険が全く百パーセント満足のいく保険になっているかと言え、必ずしもそうとは言えない。実のところ、地震保険の保険金を受け取った被害者から、いくつかの不満が出されている。

損害および支払い保険金の額の段階化は、現実の被害とかなり遊離している恐れがあるから、もう少し細分化する必要があるだろうし、また、契約金額の制限も見直しの必要があるだろう。事実、地震保険の改革が論議の俎上(そじょう)に上がっている由である。

しかし、そうとはいえず、地震保険が被災者の、わずかもいれないが、一定の経済的救いになっているのは確かである。